



# 宮 崎 県 公 報

平成29年2月9日(木曜日) 第 2868 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

○救急病院の認定…………… (医療業務課) 1	頁
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障がい福祉課) 1	
○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… ( “ ) 1	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の所在地の変更…………… ( “ ) 1	

○民有林の保安林の指定 (4件) …………… (自然環境課) 2	
○保安林の指定予定の通知 (5件) …………… ( “ ) 2	
○林業用種苗生産事業者登録内容の変更…………… (森林経営課) 3	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 4	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( “ ) 5	

### 公 告

○公立大学法人宮崎県立看護大学への権利及び義務の承継について…………… (医療業務課) 6	
○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 7	

## 告 示

### 宮崎県告示第88号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成29年2月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
えびの市立病院	えびの市大字原田3223番地
国民健康保険高原病院	西諸県郡高原町大字西麓 871番地
椎葉村国民健康保険病院	東臼杵郡椎葉村大字下福良1747番地 5
社会福祉法人恩賜財団宮崎県済生会支部宮崎県済生会日向病院	東臼杵郡門川町南町4丁目 128番地
社会医療法人泉和会千代田病院	日向市大字日知屋字古田町88番地

#### 2 救急病院等の認定の有効期間

平成29年2月1日から平成32年1月31日まで

### 宮崎県告示第89号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第 283号) 第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成29年2月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
木 部 明 理	藤元総合病院	都城市	脳神経外科	平成29年2月1日
池 田 徳 郎	医療法人三和会 池田病院	小林市	リハビリテーション科	平成29年2月1日

### 宮崎県告示第90号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成29年2月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
ひまわり薬局	都城市	薬局	平成29年2月1日

### 宮崎県告示第91号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成29年2月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
訪問看護ステ	日向市	児湯郡都農	日向市向江	平成28年

ー シ ョ ン あ み い		町大字川北 5548-1 NKコーポ 都農II 103 号	町1丁目35 番地 シエ ースタ・ひ なたI 103 号	9月1日
---------------------------------	--	---	--	------

**宮崎県告示第92号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成29年2月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字宮浦字土草5856-1、字野入6290-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第93号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成29年2月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字富士上ノ久保 401-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第94号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成29年2月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町郷之原字立野乙3282

-34、乙3282-39

- 2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第95号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成29年2月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市南郷町榎原字荒齊5281-6
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第96号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年2月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字尾八重字柏葉1755-1、1755-2、1756-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字柏葉1755-1・1755-2・1756-1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第97号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年2月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字五ヶ所字菅野尾1376-2・1376-4・1376-5(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第98号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年2月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字森より北2018-1、2018-3、2018-4、2018-6、2021-2、2022-1、2022-2、2023
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第99号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年2月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字谷内8992-1、8992-2、8992-6
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字谷内8992-1・8992-2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第100号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年2月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字天貫部10845-2、10845-3、10846-1、10846-2、10847-1、10847-3
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字天貫部10845-2・10847-1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第101号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第13条第1項の規定により、

次のとおり林業用種苗生産事業者の登録内容の変更の届出があった。

平成29年2月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	変更した者	変更した事項	変更前	変更後
1324	甲斐直史	事業所の名称	甲斐直史	甲斐山林種苗

宮崎県告示第 102号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年2月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
高千穂町	大地谷川1	11-441-1-015	土石流
	二上川	11-441-1-017	土石流
	横原川	11-441-1-018	土石流
	河道川	11-441-1-074	土石流
	大地谷川2	11-441-2-007	土石流
	上ノ山川	11-441-2-008	土石流
	仁田ノ原	11-441-2-009	土石流
	奥畑	11-441-2-011	土石流
	塩井宇曾川2	11-441-2-046	土石流
	塩井宇曾川1	11-441-2-047	土石流
	東岸寺上川	11-441-2-054	土石流
	大猿渡	11-441-2-057	土石流
	奥畑	I-1-1813	急傾斜地の崩壊
	横岳-新①	I-1-1813-新①	急傾斜地の崩壊

奥畑-新②	I-1-1813-新②	急傾斜地の崩壊
樋井口	I-1-1815	急傾斜地の崩壊
芝原(1)	I-1-1817	急傾斜地の崩壊
徳別当-1	I-1-1827	急傾斜地の崩壊
竹の上	I-1-1890	急傾斜地の崩壊
黒原(1)	I-1-1893	急傾斜地の崩壊
渡内	I-1-1894	急傾斜地の崩壊
黒原下	I-1-3726	急傾斜地の崩壊
上村	I-1-3727	急傾斜地の崩壊
崎野	I-1-3728	急傾斜地の崩壊
岩戸中	I-1-3729	急傾斜地の崩壊
跡取川-2	I-1-3755	急傾斜地の崩壊
大地ヶ谷-1	I-1-3756	急傾斜地の崩壊
大地ヶ谷-1-新①	I-1-3756-新①	急傾斜地の崩壊
横原	II-1-1814	急傾斜地の崩壊
落立	II-1-1888	急傾斜地の崩壊
岩元	II-1-1889	急傾斜地の崩壊
村の上-1	II-1-8063	急傾斜地の崩壊
左右殿	II-1-8064	急傾斜地の崩壊
村の上-2	II-1-8065	急傾斜地の崩壊
村の上-2-新①	II-1-8065-新①	急傾斜地の崩壊
村の上-2-新②	II-1-8065-新②	急傾斜地の崩壊
落立-2	II-1-8067	急傾斜地の崩壊
落立-2-新①	II-1-8067-新①	急傾斜地の崩壊

落立-2-新②	II-1-8067-新②	急傾斜地の崩壊	小谷内-新①	II-1-8173-新①	急傾斜地の崩壊	
坂木-1	II-1-8068	急傾斜地の崩壊	<p>(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p><b>宮崎県告示第103号</b></p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。</p> <p>なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。</p> <p>平成29年2月9日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p>			
坂木-2	II-1-8071	急傾斜地の崩壊	市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
赤迫	II-1-8135	急傾斜地の崩壊	高千穂町	大地谷川1	11-441-1-015	土石流
馬生木-1	II-1-8136	急傾斜地の崩壊		二上川	11-441-1-017	土石流
黒原-2	II-1-8137	急傾斜地の崩壊		大地谷川2	11-441-2-007	土石流
黒原-3	II-1-8138	急傾斜地の崩壊		上ノ山川	11-441-2-008	土石流
花の群-1	II-1-8159	急傾斜地の崩壊		仁田ノ原	11-441-2-009	土石流
轟山-1	II-1-8161	急傾斜地の崩壊		奥畑	11-441-2-011	土石流
轟山-2	II-1-8162	急傾斜地の崩壊		東岸寺上川	11-441-2-054	土石流
坂口-3	II-1-8165	急傾斜地の崩壊		大猿渡	11-441-2-057	土石流
跡取川-1	II-1-8166	急傾斜地の崩壊		奥畑	I-1-1813	急傾斜地の崩壊
跡取川-1-新①	II-1-8166-新①	急傾斜地の崩壊		横岳-新①	I-1-1813-新①	急傾斜地の崩壊
中谷下	II-1-8167	急傾斜地の崩壊		奥畑-新②	I-1-1813-新②	急傾斜地の崩壊
徳別当-2	II-1-8168	急傾斜地の崩壊		樋井口	I-1-1815	急傾斜地の崩壊
大地ヶ谷-5	II-1-8169	急傾斜地の崩壊		芝原(1)	I-1-1817	急傾斜地の崩壊
徳別当-新①	II-1-8169-新①	急傾斜地の崩壊		徳別当-1	I-1-1827	急傾斜地の崩壊
上ノ山	II-1-8170	急傾斜地の崩壊		竹の上	I-1-1890	急傾斜地の崩壊
今越-新①	II-1-8170-新①	急傾斜地の崩壊		黒原(1)	I-1-1893	急傾斜地の崩壊
大地ヶ谷-2	II-1-8171	急傾斜地の崩壊		渡内	I-1-1894	急傾斜地の崩壊
大地ヶ谷山-新①	II-1-8171-新①	急傾斜地の崩壊		黒原下	I-1-3726	急傾斜地の崩壊
大地ヶ谷-3	II-1-8172	急傾斜地の崩壊				
向園	II-1-8173	急傾斜地の崩壊				

上 村	I - 1 - 3727	急傾斜地の崩壊
崎 野	I - 1 - 3728	急傾斜地の崩壊
岩 戸 中	I - 1 - 3729	急傾斜地の崩壊
跡取川 - 2	I - 1 - 3755	急傾斜地の崩壊
大地ヶ谷 - 1	I - 1 - 3756	急傾斜地の崩壊
大地ヶ谷 - 1 - 新①	I - 1 - 3756 - 新①	急傾斜地の崩壊
横 原	II - 1 - 1814	急傾斜地の崩壊
落 立	II - 1 - 1888	急傾斜地の崩壊
岩 元	II - 1 - 1889	急傾斜地の崩壊
村の上 - 1	II - 1 - 8063	急傾斜地の崩壊
左 右 殿	II - 1 - 8064	急傾斜地の崩壊
村の上 - 2	II - 1 - 8065	急傾斜地の崩壊
村の上 - 2 - 新①	II - 1 - 8065 - 新①	急傾斜地の崩壊
村の上 - 2 - 新②	II - 1 - 8065 - 新②	急傾斜地の崩壊
落 立 - 2	II - 1 - 8067	急傾斜地の崩壊
落立 - 2 - 新①	II - 1 - 8067 - 新①	急傾斜地の崩壊
落立 - 2 - 新②	II - 1 - 8067 - 新②	急傾斜地の崩壊
坂 木 - 1	II - 1 - 8068	急傾斜地の崩壊
坂 木 - 2	II - 1 - 8071	急傾斜地の崩壊
赤 迫	II - 1 - 8135	急傾斜地の崩壊
馬生木 - 1	II - 1 - 8136	急傾斜地の崩壊
黒 原 - 2	II - 1 - 8137	急傾斜地の崩壊
黒 原 - 3	II - 1 - 8138	急傾斜地の崩壊
花の群 - 1	II - 1 - 8159	急傾斜地の崩壊

轟 山 - 1	II - 1 - 8161	急傾斜地の崩壊
轟 山 - 2	II - 1 - 8162	急傾斜地の崩壊
坂 口 - 3	II - 1 - 8165	急傾斜地の崩壊
跡取川 - 1	II - 1 - 8166	急傾斜地の崩壊
跡取川 - 1 - 新①	II - 1 - 8166 - 新①	急傾斜地の崩壊
中 谷 下	II - 1 - 8167	急傾斜地の崩壊
徳別当 - 2	II - 1 - 8168	急傾斜地の崩壊
大地ヶ谷 - 5	II - 1 - 8169	急傾斜地の崩壊
徳別当 - 新①	II - 1 - 8169 - 新①	急傾斜地の崩壊
上 ノ 山	II - 1 - 8170	急傾斜地の崩壊
今越 - 新①	II - 1 - 8170 - 新①	急傾斜地の崩壊
大地ヶ谷 - 2	II - 1 - 8171	急傾斜地の崩壊
大地ヶ谷山 - 新①	II - 1 - 8171 - 新①	急傾斜地の崩壊
大地ヶ谷 - 3	II - 1 - 8172	急傾斜地の崩壊
向 園	II - 1 - 8173	急傾斜地の崩壊
小谷内 - 新①	II - 1 - 8173 - 新①	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。)

**公 告**

地方独立行政法人法(平成15年法律第 118号)第66条第 1 項の規定により、平成29年 4 月 1 日に設立予定の公立大学法人宮崎県立看護大学に権利及び義務を承継させるので、次のとおり関係書類を閲覧に供する。

なお、異議のある債権者は、閲覧期間満了の日までに書面で知事にその旨を申し出ることができる。

平成29年 2 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 閲覧に供する書類

公立大学法人宮崎県立看護大学の成立の日現在における公立大

学法人宮崎県立看護大学の資産及び負債の見込みを明らかにする書類

2 閲覧場所

宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号

宮崎県福祉保健部医療薬務課看護大学法人化準備室

3 閲覧期間

平成29年 2 月 9 日（木）から平成29年 3 月 9 日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

4 閲覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

---

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎市長から次のとおり通知があった。

平成29年 2 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（4 級基準点 7 点、出来形確認測量 3.2ha）

2 作業地域

宮崎市田野町字後原

3 作業期間

平成29年 2 月13日から平成29年 3 月24日まで

--	--